

社会福祉法人**福島町社会福祉協議会** 指定訪問入浴介護事業所運営規程

平成12年2月25日制定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人福島町社会福祉協議会が開設する社会福祉法人福島町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問入浴介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、適正な指定訪問入浴介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問入浴介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴介護その他、生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては関係市町村地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人福島町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所
- (2) 所在地 松前郡福島町字三岳32-3（福島町福祉センター内）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

- (1) 管理者 1名（オペレーター兼務）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) サービス提供責任者 1名
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、訪問入浴介護等に対する技術指導、必要な事務を行う。
（訪問入浴介護職員オペレーターを兼務）
- (3) 看護師 1名（ケアマネジャー兼務）
利用者の状況に応じ、医師の指示や事業所の判断で看護師が必要となった場合は利用者宅の訪問、または訪問入浴介護の提供に当たる。
- (4) 訪問入浴介護職員 6名
オペレーター 2名（サービス提供責任者兼務）
介 助 員 4名（内1名は管理者兼務、内3名は訪問介護員兼務）
訪問入浴介護員は訪問入浴介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から日曜日までとする。
但し、12月31日から1月5日までを除く。
- (2) 営業時間は午前8時45分から午後5時15分とする。
但し、必要に応じてこの時間以外においても営業する。

(訪問入浴介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問入浴介護の内容は次のとおりとし、指定訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受

領サービスであるときは、その1割の額とする。

(1) 訪問入浴介護

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問入浴介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 実施地域から、1キロメートル越えるごとに50円を乗じた額とする。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問入浴介護員等は、訪問入浴介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、福島町の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業者は、訪問入浴介護員等の資質向上を図るための研修の機会を与えるものとする。

- 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。(一部改正)

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。(一部改正)

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。(一部改正)

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。(一部改正)

附 則

この規程は、平成30年1月15日から施行する。(一部改正)

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(一部改正)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(一部改正)

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。(一部改正)

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)
附 則
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)